

## サービス産業全体を把握する新たな動向調査 (サービス産業動向基本調査)の概要(案)

### 1 調査の目的、利活用

サービス産業動向基本調査(仮称)は、我が国におけるサービス産業全体の動向を明らかにし、Q Eを始めとする各種経済指標の精度向上等に資することを目的とする。

その主な利活用方策は、次のとおりである。

サービス産業全体の約 2 割(産出額ベース)に相当する業種において産出額の情報が不十分となっており、これらの業種を中心に、Q E の推計精度の向上に資する。

生産と雇用の動向の関係などから、サービス産業における短期的な景気動向や雇用吸収などの雇用動向を明らかにする。

サービス産業全体の動向を概括的に把握することにより、各種行政施策等の基礎資料を提供する。

### 2 位置付け

サービス産業動向基本調査(仮称)は、平成 20 年度から、承認統計調査として総務省(統計調査部)が実施する。この後、平成 21 年経済センサス名簿が整備される時期を目途に調査設計の見直しを行い、指定統計調査として実施する。

注)承認統計調査として実施する間、データの蓄積を行い、データの安定性、季節変動の状況、地域表章の方法等について検証を行う。この検証結果を踏まえ、また、平成 21 年経済センサス名簿の整備に併せて、標本設計を始めとする調査設計の見直しを行う。

### 3 調査の範囲

#### ア 調査の地域

全 国

#### イ 調査の対象

次に掲げる産業を主産業とする事業所のうち、標本理論に基づき抽出された事業所について行う。

調査対象産業

日本標準産業分類大分類

- ・「H 情報通信業」
- ・「I 運輸業」
- ・「L 不動産業」

- ・「M 飲食店，宿泊業」
- ・「N 医療，福祉」  
（小分類「741 保健所」及び「752 福祉事務所」を除く。）
- ・「O 教育，学習支援業」  
（中分類「76 学校教育」を除く。）
- ・「Q サービス業（他に分類されないもの）」  
（中分類「91 政治・経済・文化団体」、「92 宗教」及び「94 外国公務」を除く。）

注） 指定統計調査の存在や他業種との相違などのため、大分類「J 卸売・小売業」、大分類「K 金融・保険業」及び大分類「P 複合サービス事業」は、調査の対象から除外する。

#### 4 調査事項

以下の調査事項を、事業所単位で把握する。

経営組織

資本金等の額

事業所全体の売上高（収入額）

事業所全体の従業者総数、常用雇用者数、正社員・正職員数及び派遣・出向者受入数

事業転換の有無（ある場合はその内容）

#### 5 標本設計

##### （1）抽出方法

母集団は、平成18年事業所・企業統計調査名簿（経済センサスによる名簿が整備された場合は、最新の経済センサス名簿）を用いる。標本の抽出は、産業別、従業者規模別に層化した上で悉皆層と標本層を定め、標本層については層化多段抽出法により行う。

##### （2）標本のローテーション

結果の安定性及び前年同期比結果等の精度向上の観点から、調査対象事業所は2年間継続して調査し、毎年1回、2分の1ずつ交替する。

##### （3）廃業及び新設等の取扱い

母集団名簿の切替えの間における廃業及び新設等の取扱いは、次のとおりとする。

廃業した事業所又は事業転換があった事業所については、判明した時点で調査対象から除外し、毎年1回の標本交替の時期に合わせて、相当する標本数を追加する。

新設された事業所又は事業転換により調査対象業種へ参入した事業所については、現状においてこれを把握し、抽出することが困難であることから、標本への追加は行わない。

なお、新設事業所等の取扱いについては、今後、行政記録等により、当該事業所の産業、従業者数など標本抽出に必要な情報が整備された場合には、改めて検討を行う。

## 6 調査方法

### (1) 申告の方法

申告は、調査対象事業所の事業主が行う。ただし、調査の円滑な実施のために必要な場合は、調査対象事業所を統括する本社などが、事業主に代わって申告を行う。

### (2) 回収の方法

調査は、大規模事業所は郵送・オンライン調査を中心に、小規模事業所は調査員調査を中心に、毎月末日現在で行う。

### (3) 既存統計調査との重複に係る取り扱い

特定サービス産業動態統計調査などの既存統計調査と重複する調査対象については、既存統計調査の個票データから所要の項目の提供を受けることにより調査に替える。

なお、指定統計調査として調査設計の見直しを行う際に、既存統計調査との関係の整理を行う。

## 7 集計事項

集計は、統計の目的・利活用を踏まえ、産業別の売上高や従業者数など、必要な事項について行う。また、その表章地域は、全国とする。

表章する産業分類は、原則、調査の範囲である日本標準産業分類中分類のすべてとし、特に必要な産業については、小分類・細分類も表章する。